百一	商標法施行規則第十八条の三の規定による登録料の返還の請求
百二	商標法施行規則第十九条第一項の規定による情報の提供
百三	特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）第十条第一項（実用新案登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十四号）第三条第三項、意匠登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十五号）第六条第三項及び商標登録令施行規則第十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する申請書の提出（特許登録令第二十八条の規定により同一の申請書でする場合を含む。）
百四	特許登録令施行規則第十条第二項（実用新案登録令施行規則第三条第三項及び意匠登録令施行規則第六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する申請書の提出（特許登録令第二十八条（実用新案登録令第七条及び意匠登録令第七条において準用する場合を含む。）の規定により同一の申請書でする場合を含む。）
百五	特許登録令施行規則第十条第三項（実用新案登録令施行規則第三条第三項、意匠登録令施行規則第六条第三項及び商標登録令施行規則第十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する申請書の提出（特許登録令第二十八条の規定により同一の申請書でする場合を含む。）
百六	特許登録令施行規則第十条第四項（実用新案登録令施行規則第三条第三項、意匠登録令施行規則第六条第三項及び商標登録令施行規則第十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する申請書の提出（特許登録令第二十八条及び特許登録令施行規則第十条の二第二項（特許法施行規則第九条第一項の届出に係るものに限る。）若しくは第三項（特許権の存続期間の延長登録の出願人に係るものに限る。）の規定により同一の申請書でする場合を含む。）
百七	特許登録令施行規則第十条第五項（実用新案登録令施行規則第三条第三項及び意匠登録令施行規則第六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する申請書の提出（特許登録令第二十八条（実用新案登録令第七条及び意匠登録令第七条において準用する場合を含む。）の規定により同一の申請書でする場合を含む。）
百八	特許登録令施行規則第十条第六項に規定する申請書の提出（特許登録令第二十八条の規定により同一の申請書でする場合を含む。）
百九	特許登録令施行規則第十条第七項（実用新案登録令施行規則第三条第三項、意匠登録令施行規則第六条第三項及び商標登録令施行規則第十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する申請書の提出（特許登録令第二十八条の規定により同一の申請書でする場合を含む。）